

社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会就労支援事業  
臨時職員募集要項

1 主旨

新型コロナウイルス感染症に係る就労支援事業として、下記の通り臨時職員を募集し、必要に応じて採用します。

2 応募資格

適切な接遇ができる方、体力があり健康状態が良好な方。

新型コロナウイルス感染症の影響により、次のいずれかの状況にある方を対象とします。

- ・会津若松市内在住で、ひとり親世帯
- ・失業した方
- ・アルバイト先の休業等により、生活状況が悪化した方
- ・生活福祉資金（特例貸付）を利用した世帯

3 任用期間

令和3年3月31日までの期間で任用初日から3ヶ月以内を基準とし、最長5ヶ月以内

4 身分

本会規程に基づく、臨時職員（常勤またはパートタイマー）

5 勤務内容

本会管理施設において、指定の職務に従事（別紙一覧参照）

6 勤務日及び勤務時間

【勤務日】最長週5日勤務（配属先によって変わります）

【勤務時間】最長週38時間勤務（配属先によって変わります）

例：午前8時30分から午後5時15分まで

※上記のほか業務上の都合により勤務時間を変更する場合があります。

7 賃金、手当等

常勤…月額157,100円（日額7,480円）

パートタイマー…時給965円

他に通勤手当1日200円を支給

8 選考

書類選考、面接（面接日時はおってご連絡します。）

## 9 募集人員

10名（別紙一覧参照）

## 10 災害補償

公務中及び通勤途上の災害として認定されたものについては、各種法令及び本会規程等に基づき補償されます。

## 11 社会保険等

勤務条件により、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入となります。

## 12 申込み手続き

	持参による申込	郵送による申込
申込期間	令和2年10月30日（金）まで 午前9時～午後5時 （土・日曜日・祝日を除く）	令和2年10月30日（金）まで 必着
申込先	会津若松市社会福祉協議会 地域福祉課	〒965-0873 会津若松市追手町5番32号 会津若松市社会福祉協議会 地域福祉課
申込時 必要書類	①履歴書（写真貼付） ②新型コロナウイルス感染症の影響により、失業等の事実が確認できる書類（提出できる書類がある場合） ③生活福祉資金貸付決定通知書のコピー（資金利用者の場合）	
注意事項 その他	・提出書類は返却いたしません。 ・熱等により文字が消えるインクを使用した筆記具で書かれた書類の受付けは一切いたしません。 ・郵送による申込の場合、普通郵便による事故の責任は負いません。（配達日が特定できないものについては、締切後の受付けは一切いたしません。）	

## 13 その他

上記は、現時点におけるものであり、採用時までには制度改正等があった場合は、それによります。

## 14 お問い合わせ・連絡先

社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会 地域福祉課

〒965-0873 会津若松市追手町5番32号

TEL 0242-28-4030

Fax 0242-28-4039